

## 八戸市における高齢者虐待の現状

## 1. 相談受理及び対応体制

平成 17 年度から高齢福祉課（18 年度からは課内に地域包括支援センターを設置）にて高齢者虐待に関する相談を受け付け、虐待の解消に向けた様々な取り組みを行っている。平成 27 年度からは 9 箇所のサブセンターを設置し相談対応の強化を図っている。

## 2. 養護者による虐待

## 1) 相談件数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相談件数	68	43	42
虐待あり・疑い件数	64	22	30

## 2) 虐待の内容

※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身体的	心理的	経済的	介護放棄	性的
平成 25 年度	39	33	11	10	1
平成 26 年度	15	16	4	3	0
平成 27 年度	24	17	2	3	0

## 3) 主な相談通報者

25 年度：「介護支援専門員」「警察」「家族・親族」

26 年度：「警察」「家族・親族」「本人」

27 年度：「警察」「介護支援専門員」「家族・親族」「本人」

## 4) 虐待を受けている高齢者の特徴

女性が大半を占める。虐待の要因は、「認知症」「要介護状態」などが挙げられる。

## 5) 養護者の特徴

高齢者との続柄は主に「息子」「夫」「娘」となっている。養護者が抱えている問題は多岐にわたり、主なものとして「病気の無理解」「介護負担」「低収入・無収入」などが挙げられる。

## 3. 養介護施設従事者による虐待

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相談件数	0	1	4

## 八戸市における障がい者虐待の現状

## 1. 相談受理及び対応体制

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行されたのを受け、市障がい福祉課及び市委託相談支援事業所（障害者相談・活動支援センターぴあみなと、地域生活支援センター青明舎、地域活動支援センターハートステーション）の 4 箇所からなる八戸市障がい者虐待防止センターを設置し、相談対応を行っている。

## 2. 養護者・施設従事者等による虐待

## 1) 相談件数

	養護者による虐待			施設従事者等による虐待		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相談件数	3	5	4	1	3	3
虐待認定件数	0	0	0	0	1	0

## 2) 虐待の内容

※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	養護者による虐待					施設従事者等による虐待				
	身体的	心理的	経済的	放棄 放置	性的	身体的	心理的	経済的	放棄 放置	性的
平成 25 年度	2	2					1			
平成 26 年度	3	2	2			2	1			1
平成 27 年度	2	1	2		1	1	2			

## 3) 相談通報者

	養護者による虐待						施設従事者等による虐待					
	本人	家族 知人等	施設等 従事者	行政 職員	警察	不明	本人	家族 知人等	施設等 従事者	行政 職員	警察	不明 (匿名)
平成 25 年度		2	1						1			
平成 26 年度			2	1	2			1	2			
平成 27 年度	1	1		1	1				1		1	1

## 4) 虐待を受けたと思われる者の障がい種別

※障がい重複している場合がある。

	養護者による虐待				施設従事者等による虐待			
	身体	知的	精神	不明	身体	知的	精神	不明
平成 25 年度	1	1	1			1		
平成 26 年度	2	1	2			3		
平成 27 年度	1	3	1			2		1

## 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議実施状況

## 1. ケース会議の目的

高齢者及び障がい者に対する虐待に対して、その防止及び早期発見を図り、その原因を明らかにするとともに、被害者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築するために、広く意見を聴取することを目的としている。

## 2. 平成 28 年度の会議開催状況

通報内容と市が行った事実確認の状況を情報提供し、虐待の有無や対応策について意見聴取を行った。

- ・障がい者虐待に関する内容：1 回

意見聴取者：弁護士

- ・高齢者虐待に関する内容：0 回

## ○高齢者虐待について

虐待の要因として、「認知症の症状」のほか、「病気の無理解」「低収入・無収入」「介護負担」などが複合している例がある。そのため、高齢者本人および家族の状況把握や支援に、高度な専門性が求められるようになってきている。

## ○障がい者虐待について

昨年度と比較し、件数・特徴ともに大きな変化は見られなかった。主に施設従事者による虐待が疑われる事案について、閉鎖的な場面で発生している一方で、事実確認調査の対象範囲が施設全体におよぶ場合があり、調査対象や調査方法の検討や虐待の有無の判断にあたって、専門的な視点を必要とするケースがあった。

⇒ケース会議を開催し専門的な意見を聴取することで、その後の対応や最終判断の参考とすることはもとより、他のケースを検討する場面においても意見を反映させることができた。

## 3. 今後の見通し

今後も高齢者及び障がい者虐待については、より多様でより複雑な内容となっていくことが想定され、必要に応じて会議を開催し、専門的な知見を取り入れつつ、対応を速やかに行う。

## 八戸市における児童虐待の現状

・八戸児童相談所で取扱っている相談内容は心理的虐待が大きな割合を占めており、相談件数の8割強が八戸市の住民からの相談である。

・八戸市への相談は、身体的虐待・ネグレクトの件数が多く、通報者は身内からや友人、近隣住民が主  
・虐待者は、青森県全体では実父、八戸市では実母が大きな割合を占めている。

## ■ 児童相談種類別件数(延べ件数)―家庭(児童)女性等相談室

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行		育児相談				その他	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
25	22	10	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	18	3	17	36	111
26	10	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	0	17	35	73
27	5	19	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	13	34	76
28	15	18	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	5	1	9	16	67

(28年度:平成29年1月31日時点)

## ■ 児童虐待相談受付件数

○ 児童相談所の児童虐待相談件数(八戸市福祉事務所分を含む)

年度	全国	青森県	八戸児相	八戸市民分	八戸市福祉事務所	内訳			
						身体的	性的	心理的	ネグレクト
25	73,765	822	212	209	22	6	0	13	3
26	88,931	834	242	220	10	1	0	3	6
27	103,260	922	383	319	5	2	0	1	2
28					15	4	0	1	10

(28年度:平成29年1月31日時点)

## ■ 虐待者(八戸市)

年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
25	2	2	17	0	1	22
26	10	0	0	0	0	10
27	1	0	4	0	0	5
28	4	0	11	0	0	15

(28年度:平成29年1月31日時点)

## ■ 虐待相談種別(青森県)

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	合計
25	263	7	437	115	822
26	228	6	454	146	834
27	247	13	476	186	922

## ■ 虐待者(青森県)

年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
25	414	61	300	9	38	822
26	393	61	336	5	39	834
27	401	84	396	10	31	922

## 八戸市におけるDV防止の現状

- ・最近のDVに関する相談の傾向としては、高齢者夫婦間のDV相談が増加しており、また夫のDVから逃れるため、住所を残したまま県外から転入した母子の相談の事例が数例あった。
- ・八戸市では、DV防止啓発用カードの設置など啓発活動を行っている。

## ■ 八戸市の女性相談 相談別件数

単位：件

相談の種類	人間関係													住居問題	経済関係				医療関係	計
	夫等			子ども			親族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	その他		生活困窮	借金・サラ金	求職	その他		
	夫等の暴力	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	親族の暴力	その他											
25年度	113	68	8	7	2	65	4	4	47	2	0	1	21	42	13	1	2	27	123	550
26年度	69	55	11	4	8	63	2	3	29	1	0	2	19	28	10	4	3	22	106	439
27年度	128	36	17	2	9	57	3	1	47	3	0	2	42	7	8	14	7	26	96	505
28年度	58	64	19	2	12	42	0	0	23	1	9	5	13	4	9	4	3	17	44	329

(28年度：平成29年1月31日時点)

## ■ DV相談受付件数

- 配偶者暴力相談支援センター 及び 八戸市福祉事務所のDV相談受付件数

年度	配偶者暴力相談支援センター			八戸市福祉事務所	市民分合計
	全国	県全体	三八県民局分（うち八戸市民分）		
25年度	99,961件	747件	179件（118件）	113件	231件
26年度	102,963件	720件	171件（126件）	69件	195件
27年度	111,630件	896件	197件（126件）	122件	248件
28年度			153件（108件）	58件	166件

(28年度：平成29年1月31日時点)

## ■ 啓発活動

- ①市庁舎内、女子トイレにカード(DV防止啓発用)の設置

場所 市庁舎内の女子トイレ4箇所

設置枚数 約300枚

- ②街頭でのポケットティッシュ(相談窓口の連絡先明記)配布

日時・場所 児童虐待・DV防止月間(11月)

市子育て支援課窓口、市内大型ショッピングセンター

配布枚数 約2,000枚

協力者 主任児童委員(6名)

- ③電子メールによる相談受付、子育て情報サイトでの相談窓口の周知

平成 29 年 3 月 24 日  
子育て支援課

## 八戸市の児童虐待・DV 相談に関するケース検討会議等の実施状況

## 1. 会議の目的

要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦や DV 被害者への適切な支援を図ることを目的としている。

## 2. 平成 28 年度の会議開催状況

## 〔児童虐待に関する相談〕

- ◎八戸市要保護児童対策地域協議会代表者会議 1 回  
参集範囲：八戸市要保護児童対策地域協議会設置要綱 3 条に基づく構成員
- ◎八戸市要保護児童対策地域協議会実務者会議 12 回  
参集範囲：児童相談所、子育て支援課、健康づくり推進課、教育指導課他
- ◎ケース検討会議 27 回  
(泣き声通報 9 件、進行管理ケース会議等 3 件)

参集者：子育て支援課担当者、家庭相談員

事案に応じて、児童相談所、保健師、病院関係者（医師・看護師・相談員等）、生活保護担当者  
学校関係者（校長・教頭・スクールソーシャルワーカー等）

## 〔DV に関する相談〕

- ◎ケース検討会議 5 回  
参集者：子育て支援課担当者、女性相談員  
事案に応じて、保健師（健康づくり推進課・障がい福祉課）、病院関係者、生活保護担当者

## ○児童虐待について

近年、関係機関の情報共有により支援が必要な妊産婦を早期に発見する事案が増えており、産前・産後を通じて、切れ目のない妊産婦及び子への支援が必要となってきた。

⇒早期の段階において関係機関が情報共有することで、子の出生後の対応に関して、児童相談所等との速やかな連携も可能になり、また、家庭（児童）女性等相談室の利用など妊産婦の精神面での支援に繋がることも期待できる。医療機関、母子保健部門及び児童福祉部門など関係機関が連携することが妊産婦及び新生児の安全の確保に繋がっている。

## ○DV 被害者支援について

昨年と比較し、特定の相談者からの相談が無くなったこともあり、相談件数は微減しているが、被害者が精神障害を患っていたり、外国籍の方であるケースもあり、DV への対応後、きめ細やかな自立支援が必要となってきた。

⇒ケース検討会議においては、被害者に寄添い、必要な支援策を緊急に検討、一時保護の必要があれば、県との連携により早急な対応をしており、ケースによっては、市外への避難の支援をしている。なお、DV 被害者の自立支援については、様々な制度や関係機関の連携体制が整備されており、女性相談員や母子父子自立支援員が支援しながら、自立に繋がっているケースが増えている。

## 3. 今後の見通し

今後も、児童虐待、DV に関する相談は、より多様で複雑な内容となることが予想され、緊急かつ、迅速な対応が求められることから、関係機関との連携を密にして対応して参りたい。

平成 29 年 3 月 24 日  
教育指導課

## 八戸市立小・中学校におけるいじめの状況（文部科学省 児童生徒問題行動調査より）

## （１）認知件数 1000 人あたりの認知件数

校種等	小学校			中学校		
	本市	本県	全国	本市	本県	全国
25	4.2 件 (53 件)	6.0 件	13.4 件	8.7 件 (61 件)	15.0 件	13.4 件
26	6.8 件 (83 件)	9.0 件	13.7 件	7.0 件 (48 件)	14.0 件	13.7 件
27	5.7 件 (68 件)	10.1 件	23.1 件	10.2 件 (69 件)	13.7 件	17.1 件

○認知件数についてはこれまで、いじめの定義の広範さにより、個々の学校、教職員において定義の解釈に差が生じていたと考えられる。

○最近では各校において、いじめ防止対策推進法に基づいていじめの認知が行われていること、教職員や児童生徒・保護者のいじめに対する危機意識の高まりから、いじめの認知件数は増加している。

## （２）学年別認知件数 各学校における全体に占める割合（平成 27 年度）

校種	小学校						中学校		
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	1 学年	2 学年	3 学年
件数	1.5%	16.2%	19.1%	19.1%	20.6%	32.5%	62.3%	27.7%	15.9%

○思春期やクラス替え・進級・進学等による人間関係の不安定さが影響していると考えられる。

## （３）解消率（単位：％）

校種等	小学校			中学校		
	本市	本県	全国	本市	本県	全国
25	94.2	93.9	90.2	93.4	96.1	84.5
26	95.2	97.4	89.9	87.5	95.7	86.4
27	94.1	94.6(※1)	90.3	97.1	94.6(※1)	85.8

※1 は小・中・高・特別支援学校を合わせた数値

○各学校でのきめ細かな子どもたちの観察、教師間での情報共有、定期的な教育相談やアンケート調査等を中心に早期発見・早期対応に力を入れたことで解消率は高い傾向にあると考えられる。

○文部科学省のいじめ防止基本方針の改定により、①いじめ行為が相当の期間（3ヶ月間を目安）止んでいる状態、②児童生徒が心身の苦痛を受けていないことが解消の定義となる見通しである。

## （４）発見のきっかけ 認知件数に占める割合（単位：％）

	学級担任	学級担任以外	養護教諭	S C 等	アンケート	本人の訴え	本人の保護者	他の児童生徒	他の保護者	地域住民	関係機関	その他
小	13.2	0	0	0	7.4	23.5	44.1	2.9	45.9	0	2.9	0
中	14.5	5.8	0	0	5.8	50.7	13.0	5.8	4.3	0	0	0

○教員の意識の高まりから、たとえからかい等であってもいじめとしてとらえ、子どもたち自身も気になることがあったら申し出る傾向にある。

○いじめの態様について（小・中ともに多い順）

「冷やかす、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」

「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」

「仲間はずれ、集団による無視をされる」

## 本市におけるいじめの問題への取組等について

### ◎いじめの問題への取組について市教委から各校への指導・助言（いじめの未然防止を第一に）

#### ○「学校教育指導の方針と重点」

- ・カウンセリングマインドによる児童生徒の内面理解に基づいた指導の充実
- ・自己有用感を育てる指導の充実
- ・校内での情報共有と協同指導体制の充実
- ・学校と家庭、地域社会及び関係機関との連携推進

#### ○市立学校長会議にて

- ・「いのちの教育」を基底に据えた心づくり、体づくり、人間関係づくり

#### ○教育研究部会や研修会及び学校訪問にて

- ・日常の児童や生徒の観察を通し、家庭や関係機関との情報交換を密にしたいじめの未然防止と早期発見、早期対応及び継続的指導
- ・実態把握のためのアンケート調査の実施（最低学期に 1 回）
- ・個別面談等、教育相談体制の充実と児童生徒の心に寄り添った指導

#### ○教育指導課青少年グループによる小・中学校訪問にて

- ・教育指導課青少年グループが、小・中学校を訪問し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題について情報を交換し、各校に助言・指導

#### ○いじめ問題への取組の点検項目を設定し、各校の取組を点検

- ・児童生徒の変化や SOS を見逃さないような手立て(生活ノート・生徒観察等)について
- ・児童生徒の悩みを積極的に受け止めるための相談体制の整備について

### ◎教育相談体制の充実

- こども支援センターや少年相談センターにおいて、担当指導主事の他、専門相談員・臨床心理士・教育相談アドバイザー（精神科医）による相談体制を整備
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（新年度事業）による相談体制の整備

### ◎インターネットトラブル防止リーフレット配付

インターネットによるいじめ等のトラブル防止のために、リーフレットを作成し、市内小・中学校の全保護者へ配付し、意識啓発を図っている。

### ◎情報モラル教室の開催

市内IT関連誘致企業の協力を得て保護者や教職員向けに情報モラル教室を開催している。また、各小・中学校においても警察やIT関連企業・通信事業社等から講師を招いて情報モラル教室を開催している。

### ◎ネットパトロールの実施

教育指導課青少年グループでネットパトロールを行い、インターネット上に個人情報やいじめにつながるような書込み等、児童生徒に関する情報が掲載されている場合、関係校へ情報提供するなど、早期発見・早期対応を図っている。

### ◎「いじめ等の問題に関する対話集会」の開催

- 子どもたちが主体的にいじめの問題に取り組めるようになることをねらい、市内全小学校から代表児童が集まり、いじめ問題を考え、自分たちでできる取組等を話し合っている。
- 中学校は、生徒会役員交歓会で「いじめ問題についての話し合い」を行い、いじめ根絶宣言の唱和を行っている。また、各校では生徒会が中心となり、いじめ根絶宣言の唱和やインターネット利用のルールづくりを行っている。



# 「インターネットトラブル防止」 に向けた3つの提言 - Part2 -

## ちょっとした言葉がいじめに…

子どもたちは、親が知らない中でゲーム機や携帯音楽プレイヤーなどを使ってインターネットを利用しています。インターネットを利用する子どもの多くは、インターネット上でグループをつくり、会話を交わすように文字でやりとりしています。

相手の表情やしぐさが見えないことから、書き込み内容が過激になったり、誤解を招いたりして、トラブルになるケースが見られます。また、すぐに返信をしなかったという理由でいじめに発展したケースもあります。

## 子どもの命に関わる事案に…

子どもたちの間では、インターネットを通じて、仲間外れにしたり、無視することを示し合わせたりするなどのケースが多く見られます。さらには、事実ではないことをおもしろおかしく広めるケースもあります。

インターネット上でのいじめは、一人対一人ではなく、一人対集団となる場合がほとんどです。

また、事実ではないことをインターネット上に書かれ続けることによって、書き込みされた本人は追いつめられ、命に関わる事案にまで発展したケースも実際に発生しています。

追いつめられた子どもの多くは、親に心配をかけまいと考え、相談しない場合が多いようです。親は、子どものいつもとは違う様子や異変を敏感に感じ取る関係を普段から築いておくことが大切です。

なかよしグループ（4）

- A (E) のことどう思う？
- B ちょっとウザいかも…
- C やっぱり？！
- えっ？！みんなそう思ってたの？ D
- A えっ知らなかったの？！
- B 学級みんなが言ってるよ
- 態度が生意気だね(´ε`)# D
- C 明日から「シカト」しよう！！
- ついでに F も D
- A みんなにも知らせよう
- B 二人とも学校これなくてやろう
- そこまでなくても… D
- C えっお前も学校に行きたくないの？
- A 学校に来なくていいからwww

A・B・Cがグループを退会しました

インターネットトラブルの例



# 「インターネットトラブル防止」に向けた3つの提言

最近、八戸市内でも、子ども同士がインターネットを介して、特定の人を誹謗中傷したり、プライベートな画像を送ったりするなどのトラブルが実際に発生しています。

子どもをインターネット上のトラブルから守るためには、各家庭が基盤となってトラブル防止に向けた取組を進めるとともに、学校や地域社会・関係機関が連携して子どもを見守る体制を築き上げることが重要です。

## 提言1 携帯電話・スマートフォンは所有させない



- 子どもの安全確保のために、子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせる保護者は少なくありません。しかし、携帯電話やスマートフォンを持たせることによって、子どもは、自由にインターネットを利用することができるようになり、インターネットに潜む様々なリスクや犯罪等に遭う危険性も必然的に高まります。
- 子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせる場合であっても、「携帯電話やスマートフォンは保護者の所有物であり、制限無しに使えるものではないこと」をあらかじめ子どもと約束しましょう。

## 提言2 子どもが利用するゲーム機等にはフィルタリングを設定する



- 「フィルタリング」とは、インターネット利用（閲覧できるサイトや利用できるアプリ）を限られた範囲にとどめる機能です。アダルトコンテンツなど成人向けの情報を遮断するだけでなく、残虐な画像等の情報や犯罪者の誘惑から子どもを守る役目も果たします。
- 携帯電話やスマートフォンだけでなく、ゲーム機や携帯音楽プレイヤーなどにも無償でフィルタリングできるサービスが提供されています。

## 提言3 インターネットを利用するにあたってのルールづくりをする



- 近年、子どもたちのインターネット利用が長時間に及んでいることが社会問題になっています。長時間利用の理由に、「ゲーム」や「動画の視聴」、さらには「無料通話アプリを介してのやりとり」などがあげられています。
- 子どもたちの長時間に及ぶインターネット利用は、睡眠時間や家庭での学習時間が削られることにもつながり、子どもの成長や学習に大きな影響を及ぼすことが指摘されています。
- 利用する時間帯や場所・場面など、インターネットと適切な距離をとることが、子どもにも大人にも必要です。



# 子どもたち自身の取組もはじまりました

- 「自分の命は自分で守る」の教訓のもと、平成 28 年 1 月 25 日、八戸市内全中学校生徒会役員が集まり、インターネットと上手に向き合うための方法等について話し合う会議が開催されました。
- この会議では、インターネットは様々な情報を得る手段としては大変便利であるという意見が報告される一方で、使い方次第では命をも脅かすことにつながりかねないことが実体験等をもとに報告されました。
- インターネットトラブル防止に向けては、「学校任せ」、「親任せ」にせず、**携帯電話等を所持する者の自覚**が必要であることが確認されました。

八戸の中学校生徒会長ら代表会議



**安全なネット利用法は**

「思いやり提言」作成

トラブル回避へ 自ら検討

平成 28 年 1 月 26 日 デーリー東北

## 「思いやり提言」(※市内全中学校生徒会からの提案)

- ① 「相手の気持ちを考えて、普段から心を傷つけない言葉を使います」
- ② 「ネット利用について、相手のためにも自分のためにも、断る勇気を持ち、約束した時間を守ります」(22 時以降の利用はしない)

## 保護者の協力も必要です

- 家庭でのルールは決めたものの、時間の経過とともに、子どもはもとより、親の意識も薄れ、いつの間にか守られなくなっていたという声が時折聞かれます。
- また、「成績が落ちた」、「利用料金が高額であった」等を理由に、携帯電話やスマートフォンを親が一方的に取り上げ、家庭不和につながっているケースもあるようです。
- 一度与えたものを途中で取り上げてしまうことは、親にとって正当な理由があったとしても、子どもにとっては理不尽な要求としか受け取られかねません。
- 子どもに携帯電話やスマートフォンを買い与える場合、使う子どもの情報モラルと同じく、**与えた大人の責任**も重要です。必要に迫られ買い与える場合は、事前に家庭内のルールや、もしも、ルールを守れなかった場合の約束を子どもと一緒に決めておきましょう。
- インターネットトラブルは子どもたちだけでは解決できない問題であり、保護者の協力が不可欠です。
- 困ったことが起きたら、必ず力になることを子どもに伝えましょう。

### インターネットトラブル防止に向けた取組



平成 28 年 8 月 5 日 中学校生徒会交歓会



平成 28 年 8 月 5 日 小学校いじめの問題等に関する対話集会



# 「家庭での取組の手がかりとして」

## ○すべての大人にできること



・日頃から、「困ったらすぐに知らせるよう声をかける」、「大人も子どもも一人で抱え込まない」、「子どもと一緒に考える・学ぶ・補い合う」ことが大切です。万が一、トラブルに巻き込まれた場合でも、まずは子どもの話にしっかりと耳を傾けることが大切です。

## ○インターネットの長時間利用が及ぼす影響について話し合ってみましょう



・インターネットの長時間利用によって、睡眠時間や家庭学習の時間が削られます。そのことが子ども自身にとって、どのような影響が生じるのか話し合ってみましょう。

## ○「家族ぐるみ」行動に移してみよう



・子どもにとって十分な睡眠を確保するために「布団やベッドに情報機器を持ち込まない」、「自室で使わない」などのルールが必要です。  
・利用する時間帯や場所・場面など、保護者も子どもの手本となるような利用を心がけましょう。



## 子どもを守るために保護者としてどうしていますか？

### Q1 子どもに情報機器等を与える際に決めておくべき事柄は…？

- 情報機器の利用について、お子さんと話し合うためにも、あくまでも保護者の所有物を「貸している」という“約束”を事前に決めておきましょう。
- また、「使用する目的」、「フィルタリングの導入や利用の制限等の設定の必要性」、「家庭でのルールづくり」についても確認しておきましょう。



### Q3 フィルタリングはどのように設定するのか…？

- 購入時に販売店から設定してもらおうか、フィルタリングアプリをダウンロードして設定します。制限するレベルや対象を、子どもの発達の段階に合わせて保護者が自由に設定することができます。
- 必要なサイトやアプリを「制限対象外」に設定すれば、その都度フィルタリング全体を解除する必要はありません。不明な点は販売店に相談してみましょう。



### Q2 SNSが問題になっていると聞いているが…？

- 悪口や画像などをインターネット上に掲載されてトラブルになったり、誰にも相談できず苦しんだりするケースがあります。また、発信者が特定されることによって、非難が集中し、生活に支障が出るほど追い込まれるケースも報告されています。
- 一度ネット上に流れると、簡単には情報を削除することはできません。

### Q4 無料通話アプリでトラブルがあった場合どうすればよいか…？

- 無料通話アプリ等での書き込みは、当事者間で削除することが基本です。
- 場合によっては、保護者の責任のもと、運営会社や関係機関に連絡し、書き込まれた内容を削除するよう要請できます。

